

第8次垂水市行政改革大綱 骨子案

目 次

I 行政改革大綱の策定に当たって ～はじめに～

- 1 これまでの取組
- 2 新たな行政改革に取り組む必要性とこれからの行政改革の取組
- 3 大綱の位置づけ ★新規

II 改革の視点 ～基本方針～

- 1 市民との「協働」による行政
- 2 市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政
- 3 最少の経費で最大の効果を上げる行政
- 4 デジタルの力を生かす行政 ★新規

III 改革の柱 ～基本的な方策～

- 1 市民の参画と協働
- 2 効率的かつ持続可能な行財政運営の推進
- 3 行政体制の整備と職員の意識改革

IV 改革の進め方

- 1 計画期間
- 2 推進の方法
- 3 推進体制
- 4 分野別計画との関係 ★新規

【用語解説】

I 行政改革大綱の策定に当たって ～はじめに～

1 これまでの取組

- (1) 行政改革大綱の歩み（第1次～第7次）
- (2) これまでの主な成果（定員適正化、財政指標の改善）
 - ① 職員数：事務事業の徹底した見直し、組織・機構の再編により新定員適正化計画に沿った定員の適正化
 - ② 財政：2次にわたる財政改革プログラムにより実質公債費比率・将来負担比率が改善
- (3) 第7次行政改革期における取組 **★素案までに検証を実施**

2 新たな行政改革に取り組む必要性とこれからの行政改革の取組

- (1) 人口減少、財政、少子高齢化、市民ニーズの多様化、デジタル化の進展
- (2) 削減型ではなく、限られた人材と財源を有効活用する行政改革

3 大綱の位置づけ **★新規**

- (1) 総合計画との関係
- (2) 分野別計画・年次推進計画との役割分担

II 改革の視点 ～基本方針～

改革の視点1 市民との「協働」による行政

改革の視点2 市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政

改革の視点3 最少の経費で最大の効果を上げる行政

改革の視点4 デジタルの力を生かす行政 **★新規**

Ⅲ 改革の柱 ～基本的な方策～（三つの柱）

柱1 市民との協働

- （１） 公正で透明な市政の推進
 - ① 行政情報共有化の推進
 - ② 広報機能の充実
 - ③ 広聴機能の充実
 - ④ 個人情報保護制度の充実
- （２） 市民参画の推進
 - ① 市民参画の推進
 - ② コミュニティーや市民活動団体等の活性化
 - ③ 男女共同参画の推進

柱2 効率的かつ持続可能な行財政運営の推進

- （１） 民間活力等導入の推進
- （２） 利便性の高い行政サービスの提供
- （３） 事務事業の効率化の推進
 - ① 事務事業の見直し（★デジタルの視点を加筆）
 - ② 広域行政の推進
- （４） 持続可能な財政運営の推進
 - ① 健全な財政運営
 - ② 公共施設の総合的な管理運営の推進
- （５） 各種団体等の効果的・効率的な運営
- （６） 行政事務のデジタル化の推進（★BPRの視点を加筆）
- （７） 行政評価システムの推進

柱3 組織と人材

- （１） 定員管理の適正化
- （２） 給与の適正化
- （３） 効率的な組織体制の確保
 - ① 組織・機構の再編
 - ② 勤務形態の弾力的運用
- （４） 人的資源の有効活用

- ① 職員研修の充実
- ② デジタル人材の育成・確保 ★新規
- ③ 女性職員の働きやすい環境づくり
- (5) 人事評価制度の適正かつ円滑な運用
- (6) 働きやすい職場環境の整備 ★新規
- (7) 行政経営システムの構築
 - ① 庁内会議の活性化
 - ② 行政経営マネジメントサイクルの構築

IV 改革の進め方

1 計画期間

- (1) 令和9年度から令和13年度までの5か年
- (2) 必要に応じ見直し ★新規

2 推進の方法

- (1) 年次推進計画による推進（数値目標の設定）
- (2) 進捗状況の把握 ★新規
- (3) 全職員による推進

3 推進体制

- (1) 全庁的な推進体制（経営会議・行政改革会議）
- (2) 分野別計画との連携 ★新規
- (3) 市民意見の活用（市民満足度調査等）
- (4) 実施状況の公表

4 分野別計画との関係 ★新規

- (1) 大綱＝方向性、分野別計画＝具体策という役割分担
- (2) 所管部署との連携により取組の重複を回避
- (3) 計画期間中に役割分担を随時整理

【用語解説】